

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：上水道事業

事業名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和5年7月11日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 非適用
団体名	東大阪市	職員数（H22. 4. 1現在）	152
構成団体名			
健全化判断比率の状況	財政再生基準以上	早期健全化基準以上	経営健全化基準以上
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	88（H20年度）	財政力指数	0.791（H21年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（％）	98.6（H20年度）	実質公債費比率（％）	8.0（H21年度）
		将来負担比率（％）	93.7（H20年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
【合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： 】

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	上水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	東大阪市水道企業管理者 井上 通弘
既存計画との関係	東大阪市新集中改革プラン(H22～H26)
公表の方法等	広報紙やホームページへの掲載、議会へは予算議案と併せて説明
基本方針	平成22年度は本市の計画行政の基本となる第2次総合計画、前期基本計画における第4次実施計画の最終年度である。財政面においては市民の節水意識の高まりなどによる配水量の減少に伴い給水収益の悪化が続いているが、老朽施設の更新による減価償却費の膨張や維持管理費等の費用増大が懸念されることから、今後一層厳しい舵取りを迫られる状況にある。そのための財源確保等のひとつとして、今回の公的資金の補償金免除繰上償還を実施するべく、この公営企業経営健全化計画を定めるものである。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額				
	補償金免除額				
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	184,221.7	114,261.8		298,483.4

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債	水道事業	222,826			222,826
合 計 (A)		222,826			222,826
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		222,826			222,826

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債	水道事業	184,222	114,262		298,483
合 計 (A)		184,222	114,262		298,483
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		184,222	114,262		298,483

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>収入面については、配水量が年々減少傾向にあり、それに伴う給水収益が減収となっている。一方、費用面についても施設の老朽化が進み更新もしくは保守修繕費用がかかり、財源確保に努めなければならず財政面については非常に厳しい環境におかれている。また、本市は自己水源が1%しかなく、99%が大阪府等から受水に頼っているのが現状である。経営指標に関しては、経常収支比率は平成19年度が103.8%、平成20年度が102.0%、平成21年度が103.2%となっており良好であるが人口規模30万人都市との比較では平均を下回っている。</p>	
経営課題	課 題	料金水準の適正化
	<p>人口の減少等により水需要の縮小傾向は今後も避けられない。市民のニーズに対応するために公共料金のクレジット決済など費用は増加する傾向にあり、1年でも長く現行料金水準を堅持すること。</p>	
	課 題	維持管理費等のサービス
	<p>水の有効利用を推進するとともに有効・有収率の向上や二次災害の防止等に必要な調査を行う。</p>	
	課 題	供給コストの節減合理化
<p>公共工事コスト縮減により、施設の品質向上によるライフサイクルの低減、環境に調和した公共工事による環境負荷の低減等を進める。</p>		
留意事項	課 題	
	課 題	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し	③	<p>地方分権時代における公民の役割分担に留意しつつ、人件費の総量抑制を基本とする中で、職員採用を含めた「職員数計画」を策定し、市行政の執行体制における合理化・スリム化を図ってきた。今後も引き続きH22～H26年度を取組期間とした「新職員数計画」に基づき職員数の適正管理に努める。</p> <p>給与制度については検証を行い、国における公務員制度改革の動向を見極めながら、職務と責任に対応した能力・実績を重視した給与制度の見直し、適正化を図る。</p>
定員管理	③	<p>事業を行ううえで技術の継承、災害対策における必要最小限人数として178人を確保する必要があるが、平成15年度末の176人から平成21年度末の150人まで毎年減少している。</p> <p>なお、「新職員数計画」における職員数の数値目標は153人としている。</p>
給与のあり方	③	<ul style="list-style-type: none"> ・職員給与のカット・・・全職員給料月額5%削減(H16～17)、特別職給与10%削減(H16～) ・H17人事院勧告の実施(H18～、現給保障なし) ・誕生日による定年制(上期9月末、下期3月末)の導入(H13～) ・特殊勤務手当の見直し(H18～) ・わたりの廃止(H19～) ・55歳定期昇給見直し(H19～) ・住居手当[東大阪市上下水道局住居手当支給規定第2条(2)その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるもの 月額6,000円(当該住宅が、当該職員によって新築され、又は購入されたものである場合にあっては、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの間は7,000円)]が平成22年度より廃止されたことによるもの【効果額 (月額6,000円×89人+月額7,000×2人)×12ヵ月=6,576千円(H22からH26各年度)】
給与構造の見直し、地域手当等のあり方	③	<p>国の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し(給与表の見直し等)については平成18年度4月に実施済。地域手当については国の支給率と同様の10%となっている。</p>
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	③	<p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員はいません。</p>
退職時特昇等退職手当のあり方	③	<p>退職時特別昇給については平成18年4月1日から廃止した。</p> <p>退職手当の構造見直しについては、平成19年7月から実施している。</p>
福利厚生事業のあり方	③	<ul style="list-style-type: none"> ・H17 事業主:掛金=52/1,000:26/1,000=2:1 ・H18 事業主:掛金=41/1,000:28/1,000=1.46:1 ・H19 事業主:掛金=40/1,000:31/1,000=1.29:1 ・H20 事業主:掛金=38/1,000:36/1,000=1.05:1 ・H21年度は、大阪府市町村職員互助会解散に伴い、福利厚生事業の再構築を行い会費と補助金の負担割合を1:0.875とした。 ・H22年度は公費負担額を1/2に見直した(16,800円/年・人を8,400円/年・人)ことにより会費と補助金の負担割合を1:0.4375とした。 <p>【効果額 H22からH26 各年度1,394千円】</p>
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②・③	<p>平成24年度稼働予定の水道管路情報システム(GIS)により、施設のライフサイクルコストに対する正確性・即時性が一層高まり、漏水を未然に防ぐ管路の効率的な修繕や適切な時期での更新が可能となる。なお、既存計画時より実施している漏水調査業務に関しても引き続き実施していく方針である。</p> <p>また平成23年度以降の建設改良事業における基幹施設整備事業等について、施行方法の見直し及び新技術の採用により事業費の縮減を図る。</p>

指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		
---------------------------	--	--

経営健全化に関する施策（つづき）

項目	Ⅱの課題番号	具体的内容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	①	工事費用の軽減のために国庫補助金等を積極的に活用しての方針である【平成21年度実績 水道水源開発等施設整備補費補助金 3,000千円 地域活性化・公共投資臨時交付金 7,934千円】 売却資産としては平成21年度に玉串資材置場用地を売却した。今後も、施設の適正な規模を模索し合理化を図る方針である。
料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	大阪府下33市中1ヶ月20㎡の水道料金2,632円で14位である。99%が受水である。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	②	市の実施している事務事業評価は、事務事業について事業目的や内容・事業量などを明確にするとともに、その成果を経済性・効率性・有効性等の観点から客観的に評価しようとするもので、事務事業の見直し・職員の意識改革・行政の透明性・説明責任の確保を目指している。
経営健全化や財務状況に関する情報公開	②	上下水道局ホームページで水道事業の運営状況を説明している。また市のホームページで水道事業の行財政改革における取り組みと効果等について公表している。
行政評価の導入	②	平成17年度より市の全事務事業を対象として局においても事務事業評価表を作成し、質的向上及び改善項目の抽出を図っている。
4 その他	②	子ども手当(旧児童手当)に関しては、基準内繰入につき一般会計より一定割合の繰入が認められるところではあったが、平成21年度までは繰入されていない状況であった。しかしながら折衝の結果、平成22年度より基準額どおりの繰入が認められる事となった。 【効果額 H22からH26 各年度4,374千円】 未収金対策 未収金対策としては、収納率向上を目的として、現在導入中の未収金管理システムを平成21年度に再構築するとともに、支払を円滑にするために指定金融機関の全国店舗での口座申込を可能とした。さらに市内転居者に関しては、従来の口座再契約制度を見直し、引落口座を継続利用出来る様に改めた。なお、従来より実施していた長期滞納者並びに高額滞納者の全件訪問並びに休日の特別徴収は継続して実施中である。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、に付した課題番号を「 の課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・職員給与のカット・・・全職員給料月額5%削減（H16～17）、特別職給与10%削減（H16～） ・H17人事院勧告の実施（H18～、現給保障なし） ・誕生月による定年制（上期9月末、下期3月末）の導入（H13～） ・特殊勤務手当の見直し（H18～） ・わたりの廃止（H19～） ・55歳定期昇給見直し（H19～） ・新規 住宅手当（持ち家分）の廃止（H22～） ・職員厚生補助金の削減（H22 公費負担額1/2に見直）
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>平成23年以降の基幹施設整備事業について事業費を5%節減することにより資本勘定の支出を抑え、減価償却費の膨張を最小限に抑える。 平成32年度の有収率93.70%を目標として段階的に有収率の向上を図る。平成21年度決算値93.07% 【平成22年度93.28% 平成23年度93.32% 平成24年度93.36% 平成25年度93.40% 平成26年度93.44%】</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	<p>児童手当及び子ども手当については3歳に満たない児童を対象とする給付に要する額から児童1人当たり7千円を除いた額を繰入するもの。 未収金対策として組織の強化・未収金管理システムの改変、さらには口座振替普及への様々な方策を試みた事により未収金の全体額は減少傾向にある。今後の数値目標は以下のとおりである。 口座普及率の向上【平成20年度決算73.4% 平成26年度74.00%】 水道使用料の徴収率の向上【平成20年度決算89.3% 90.0%】</p>

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、 に掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計
	累積欠損金 比率	当初計画の目標値 (実績値)											
		延長計画の目標値											
	企業債現在 高	当初計画の目標値 (実績値)	17,730	17,580	17,131	17,857	17,728	17,192					
		延長計画の目標値		17,212	16,915	16,736							

施	【収入の確保】													
延長 計画 に 計 上 し た 施 策 に 係 る 改 善 効 果 額	【収入の確保】													
		料金改定率												
		改善効果額(料金の適正化)												
		未収金の徴収対策												
		改善効果額												
		一般会計負担金の額												
		改善効果額(負担金の確保等)					4	4		4	4	4	20	
		資産の有効活用												
		改善効果額(収入増額)												
		その他()												
		改善効果額												
	【経費の削減】													
		職員給与の適正化												
		職員給与(退職手当以外)												
		改善効果額												
		住宅手当						7	7		7	7	7	35
		改善効果額												
		職員厚生事業補助金の削減						1	1		1	1	1	5
		改善効果額												
		維持管理費等												
	改善効果額(適正化)													
	工事コスト													
	改善効果額(縮減額)													
	その他()													
	改善効果額													

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限り。)

延長計画改善効果額 合計 A	60
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C	
A + B + C	
<参考> 延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)
経営状況

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	513	511	508	506	505	502	502	501	501	500
年間総有収水量 (千 m^3)	61,859	61,054	60,519	58,887	57,816	58,100	58,100	57,248	56,540	55,860
公称施設能力 (千 m^3 /日)	281,550	281,550	281,550	281,550	281,550	281,550	281,550	281,550	281,550	281,550
1日最大配水量 (千 m^3 /日)	209,530	205,980	197,340	199,770	193,355	193,355	193,355	193,355	193,355	193,355
最大稼働率 (%)	74.4	73.2	70.1	71	68.7	68.7	68.7	68.7	68.7	68.7
供給単価 (円/ m^3)	178	177	176	174.01	177.40	169.63	170.29	172.08	172.07	174.01
給水原価 (円/ m^3)	180	180	180	180.56	176.80	173.61	171.08	179.2	177.11	178.44

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。